

## 学童クラブ運営規定

特定非営利活動法人  
学童保育の会・この指とまれ

(規定の目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人学童保育の会・この指とまれ（以下「この会」という）の定款第3条にもとづき、この会が開設する学童クラブ（以下「クラブ」という）の運営について必要なことがらを定めたものです。

(規定の改廃)

第2条 この規定の改廃は、定款第32条第3号の規定にもとづき理事会が決定します。決定にあたっては、クラブPTAとの協議を十分踏まえるものとします。

(管理・運営)

第3条 会計・施設・人事を含むクラブの管理・運営は、定款にもとづき理事会が行ないます。

(運営の原則)

第4条 クラブは、次の原則にもとづき運営します。

- (1) 働く保護者のニーズに、できるだけ機敏かつ柔軟にに応じていくこと。
- (2) 保護者と指導員がよく協力し合って保育・子育てを豊かにすること。
- (3) この学童保育にかかわる全ての人が、力を合わせて運営していくこと。
- (4) 子ども・保護者・指導員にとって、居心地のよい学童保育にすること。
- (5) 地域の子どもたちの健やかな成長のために寄与するとともに、地域の人びとに受け入れられ、支えていただけるようにすること。
- (6) 学童保育全体の発展に寄与すること。

(対象児童)

第5条 クラブ入室の対象となる児童は、次のいずれかに該当する小学生児童とします。

- (1) 保護者が労働や疾病等により、当該児童が昼間の保育に欠ける状況にあるとき。
- (2) 前号にかかわらず、当該児童の昼間の保育に問題があり、入室が必要な状況にあると認められるとき。
- (3) その他、理事長が特別の事由により入室を認めたとき。

(定員)

第6条 クラブ入室児童の定員については、次の通りとします。

- (1) 現況施設の正規入室児童の定員を40名とします。定員の運用については、理事会が別途定めます。
- (2) 障害児の入室定員については、2名までとし、現況の受け入れ態勢で入室を認めるかどうかを、その都度、理事会の審査を経て理事長が決定するものとします。受け入れ態勢の整備により、定員の前向きな見直しに努めるものとします。

(入室申し込みと承認)

第7条 クラブへの入室を希望する保護者は、この運営規定を認める旨を明記した所定の申込書に必要な書類を添付し、入室料と当該月の保育料とともに理事長あてに提出するものとします。

- 2 入室の申し込みは、随時受け付けます。
- 3 理事長は、入室を拒む正当な理由のない限り、入室を承認しなければなりません。
- 4 定員を超える入室申し込みがあった場合は、理事会が別途定める入室審査基準に基づき理事長が決定するものとします。

5 理事長は、入室申し込みを受けたら、速やかに入室の承認または不承認を決定し、当該保護者に通知するものとします。

(一時利用)

第8条 当該家庭の事情により、一時利用として申し込むことができます。

(承認の取り消し)

第9条 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、入室の承認を取り消すことができます。

- (1) 保護者が、納付金を滞納したとき。
- (2) 当該児童が、第5条に定めた要件を満たさなくなったとき。
- (3) クラブの閉鎖、またはこの会の解散を余儀なくされたとき。

2 入室の承認を取り消す場合は、理事長は当該保護者に書面で通知するものとします。

(長期欠席)

第10条 クラブを病気等の事情で長期欠席する場合は、所定の届け出により、在籍の保障を受けることができます。

- 2 入室待機児童が生じている場合は、在籍保障期間を6ヵ月までに制限することがあります。
- 3 事前の届け出がない場合は、それまでの長期欠席について、既納保育料との差額の返還を受けることはできません。

(退室の届け出)

第11条 クラブ退室を希望する保護者は、所定の届け出により、随時退室することができます。

(開設期間)

第12条 クラブの開設期間は、休室日を除いて毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

(休室日)

第13条 クラブの休室日は、次の通りとします。

- (1) 日曜日と祝日。
- (2) 理事会が定めたお盆前後の3日間。
- (3) 年末年始(12月29日～1月3日)。
- (4) その他、クラブPTAとの協議を踏まえ、理事会が特に定めた日。

(開設時間)

第14条 クラブの開設時間は、次の通りとします。

- (1) 平日は下校時から午後7時まで。
  - (2) 土曜日は、午前8時から午後5時まで。
  - (3) 小学校の春・夏・秋・冬休みと振替休業日は、午前8時から開設。
- 2 災害等の非常時の場合は、理事会で別途定めたガイドラインにもとづき、出勤指導員の判断で通常の間設時間より延長、あるいは短縮することができます。
- 3 その他、特別の事由により、理事長は通常の間設時間より延長、あるいは短縮することができます。

(納付金)

第15条 納付金は、定款で定めた目的の達成と事業の発展をめざし、この規定の第4条で定めた原則に従って使われます。

- 2 納付金の種別は、入室料、保育料、一時利用料、特別保育料とします。
- 3 理事会が納付金の値上げあるいは新設を決定するときは、事前にクラブPTAとの協議を十分踏まえなければなりません。
- 4 納付金は、児童に持たせるのではなく、保護者が直接クラブに持参するものとします。

5 既納の納付金は、原則として返還しません。

(入室料)

第16条 入室料は、入室時に児童1名につき5,000円とします。ただし、一時利用の場合は徴収しません。

(保育料)

第17条 児童1人あたりの保育料は、次の通りとします。

(1) 月額16,000円。

(2) 第2子以降は、月額12,500円に減額。

(3) ひとり親世帯と生活保護世帯は月額10,500円に減額。

(4) ひとり親世帯と生活保護世帯の第2子以降は月額7,500円に減額。

(5) 長期欠席する場合の在籍保障は月額3,000円。

2 保育料は、当該月分をその前月までに納入するものとします。

3 利用の開始日が当該月の15日以前の場合は全額、16日以降の場合は半額を納入するものとします。なお、利用の終了月については、全額納入とします。

4 保育料は、利用日数が少なくても減額や日割りにすることはしません。

(一時利用料)

第18条 一時利用に対する料金として、利用1日につき2,000円を、当該月の翌月に徴収します。なお、減額措置はありません。

(特別保育料)

第19条 小学校の長期休業中にクラブを利用する場合は、保育料または一時利用料とは別に、1日につき500円を特別保育料として休業終了後に徴収します。なお、減額措置はありません。

(保険)

第20条 保育中の事故にそなえて保険に加入します。詳細は別途、理事会が定めます。

2 被保険者は原則として、理事会に対して、保険による保障の範囲を超える賠償請求を行わないものとします。

(指導員)

第21条 指導員は、この会の職員として採用され、この会の事業全体の実施に役割を担います。

2 指導員に関する規定は、理事会が別途定めます。

(クラブPTA)

第22条 保護者と指導員は、クラブPTAに加入し、その会議と活動に参加しなければなりません。

(この会への協力)

第23条 保護者は、定款第2章の各条にもとづき、この会の事業や活動に積極的に協力・参加することが期待されます。

附則

1 この規定は、平成16年1月17日に制定しました。

2 この規定は、この会が法人として成立した日から施行します。

3 この規定は、平成25年10月12日に一部改訂しました。この改訂は即日施行しますが、第18条改訂については、平成26年4月1日より施行します。